

文化審議会著作権分科会「契約・流通小委員会」(第1回)について

1. 開催日時等

日 時：平成14年6月28日(金) 10:30～13:00

場 所：三田共用会議所大会議室

2. 主な意見の概要

- 契約内容が不明確なために、損害を被ることがあるが、現在は、契約システムが遅れた日本にとって過渡期であり、契約・流通の問題は極めて重要。
- 契約の締結や使用料の額については、当事者同士で決定すべきことであることに留意すべき。
- 行政が行うべきことの範囲は、押し付けとなることのないように慎重に検討すべき。
- ライセンシーの第三者対抗要件の問題は、重要事項として検討すべき。
- 利用条件が不明確な場合があり、一般の人にもわかる契約インターフェイスの開発を支援することが重要。
- 事業者は著作権について詳しい人が少ないので、著作権契約書の「ひな形」的なものを作る働きを支援することが必要。
- 契約システムについては「二次利用」が強調される傾向があるが、「一次利用」の重要性を認識することが必要。
- 日本よりも契約システムが進んでいる外国の例を参考としつつ議論することが必要。

審 議 事 項 例

（「流通システム」「ビジネスモデル」の構築支援の在り方）

●「契約システム」の構築支援

- ①民間における「契約システム」と「新技術」を組み合わせた新たな「ビジネスモデル」「流通システム」の開発に対する国の支援の在り方
（例えば、ベンチャービジネス事業者や著作権等管理事業者等が協同して「ビジネスモデル」を創造する「場」の創設 など）
- ②国が直接研究開発を行うべき「流通システム」等の在り方
（例えば、「バーチャル著作物マーケット」）

●「契約」に関わる法制の改善

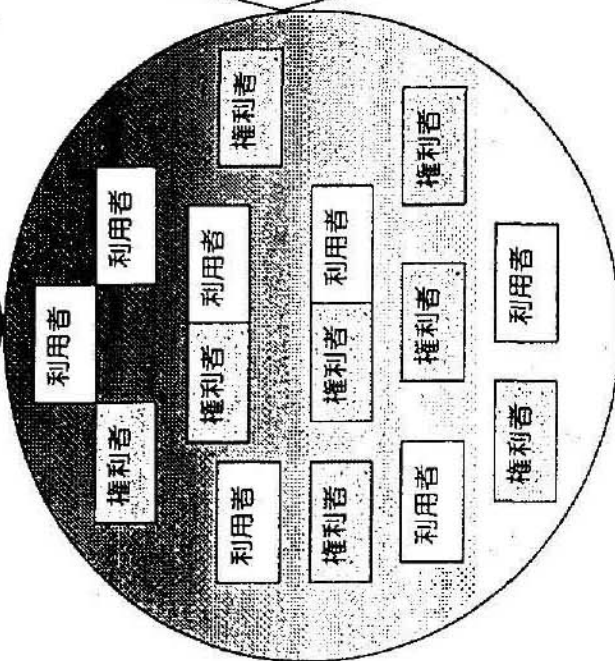
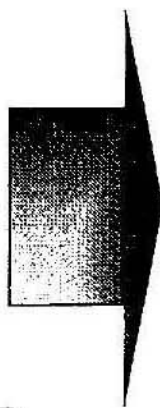
- ①現行法の規定中契約に委ねるべき規定（契約システム・慣行が確立された段階で廃止すべき規定）の在り方
 - ・第61条第2項（翻案権、二次的著作物の利用に関する権利の留保推定）
 - ・第15条（職務上作成する著作物の著作者）
 - ・第44条（放送事業者等による一時的固定）
- ②新たな契約形態等に対応して整備すべき事項（新設すべき規定）の在り方
 - ・いわゆる「シュリンクラップ契約」等について
 - ・ライセンス契約におけるライセンシーの第三者対抗要件について など

●その他

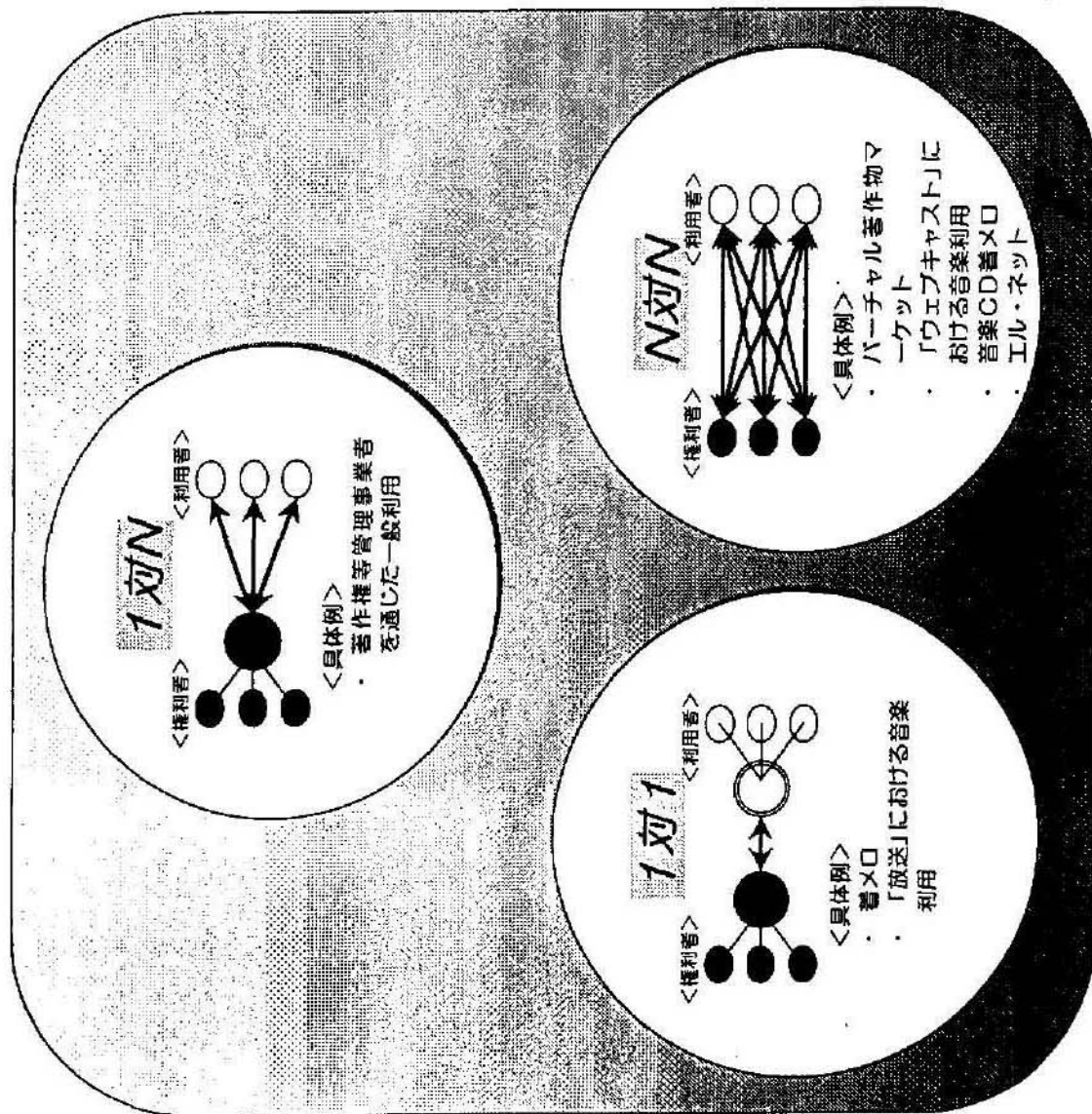
- ①「自由利用マーク」等の開発・普及の在り方
- ②著作権等を用いた資金調達の方法

著作物等のマーケットの特徴

(「権利者」と「利用者」が出会いたい)



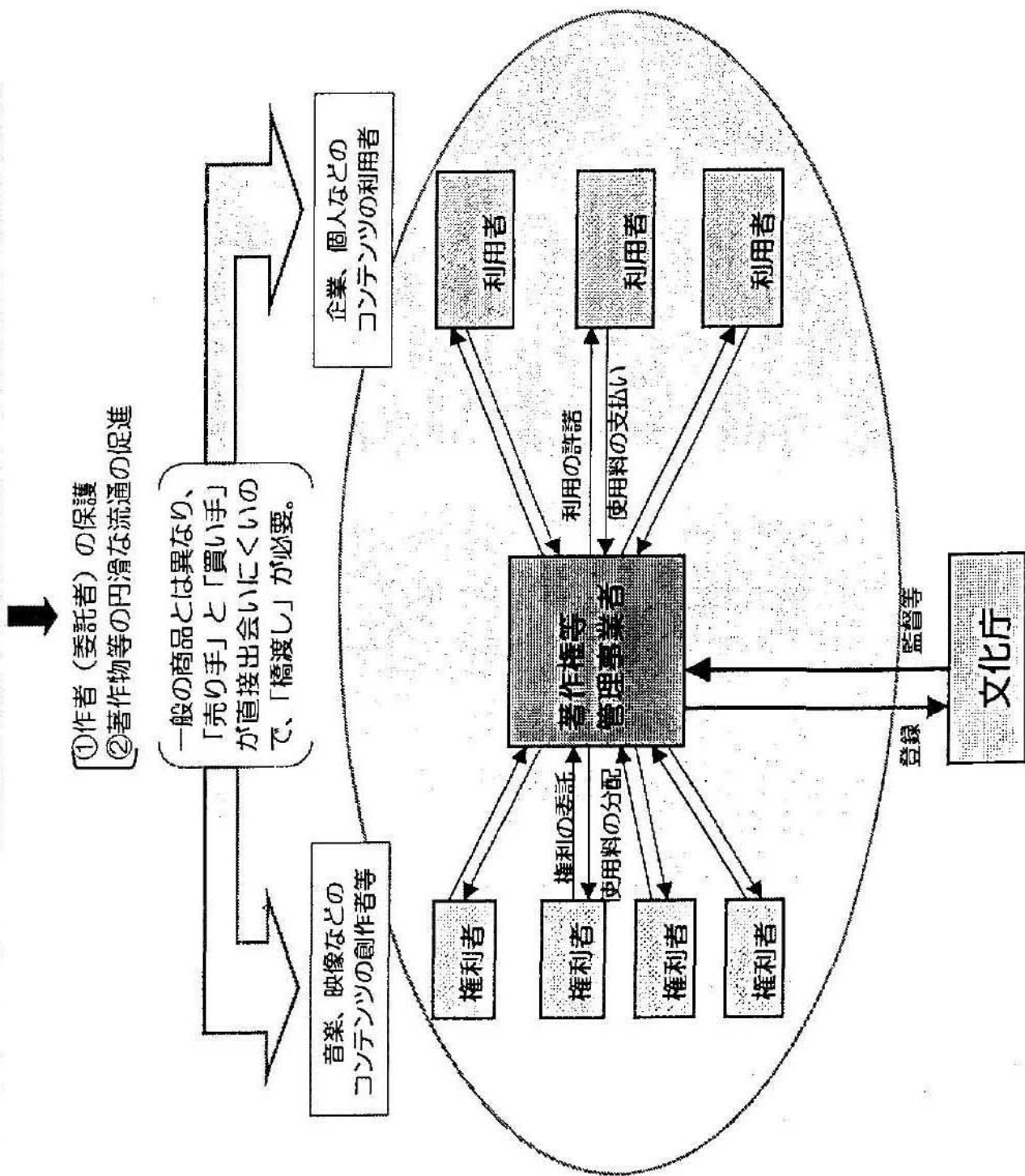
対応



著作権等管理事業法の概要【1対N】

「著作権等管理事業法」とは

著作権等の集中管理事業を行う者について規制緩和を行い、登録制度を設け、その業務の適正な運営を確保。



著作権等管理事業者の登録状況

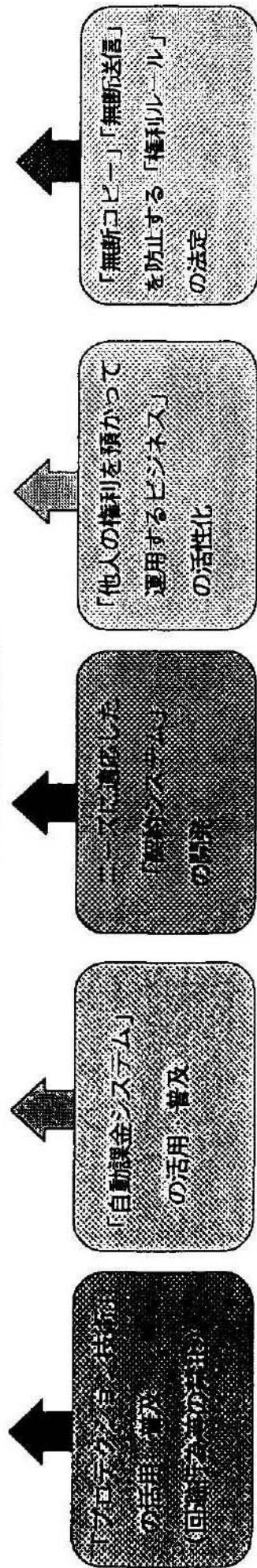
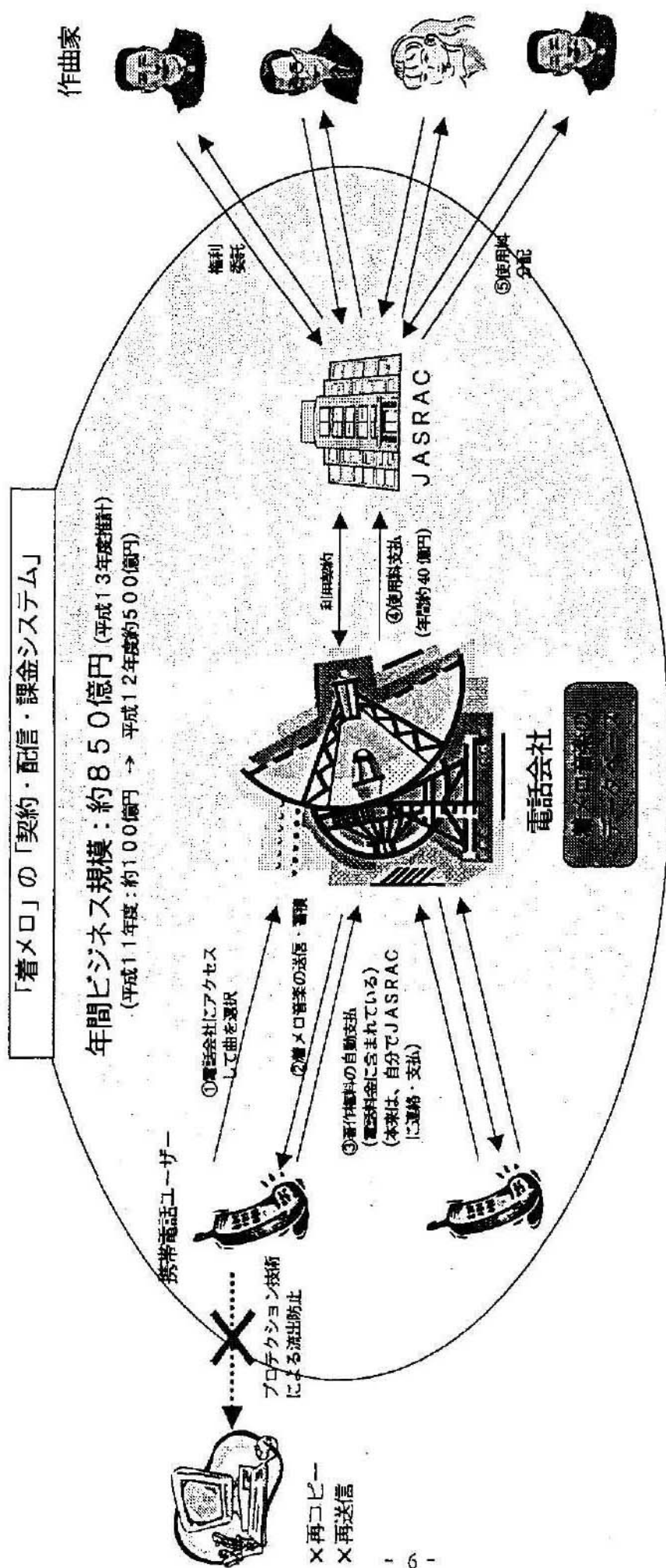
○26の事業者が登録され、うち12の事業者が実施

...実施している事業者

(平成14年6月25日現在)

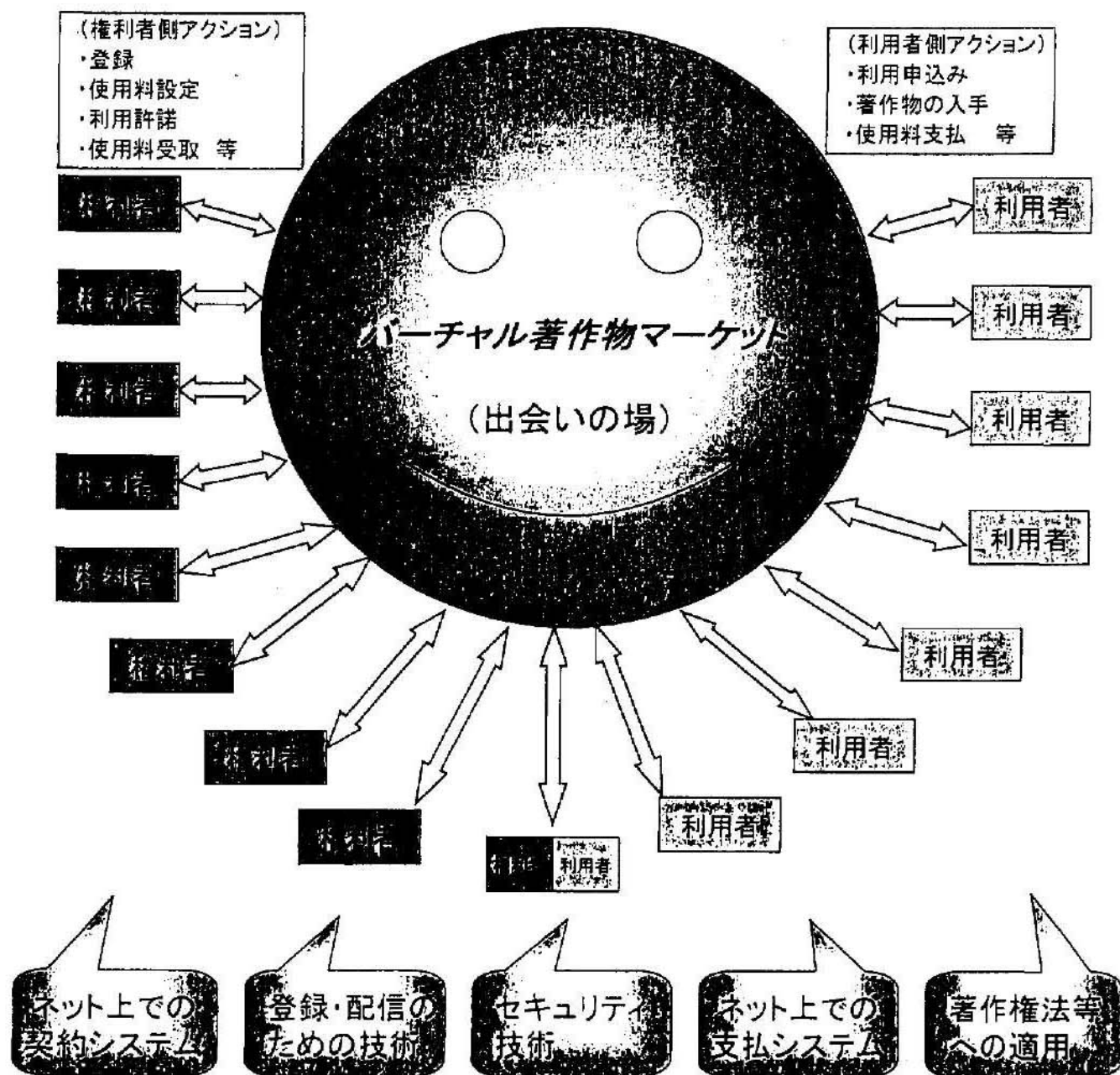
事業者名	主に取り扱い著作物等	登録年月日	管理委託契約締結届出	使用料規程届出
(社) 日本音楽著作権協会	音楽	旧仲介業務団体	H13.10.2	H13.10.2
(社) 日本文芸著作権保護同盟	言語 (文芸)	旧仲介業務団体	H13.11.15	H14.2.28
(協) 日本脚本家連盟	言語 (脚本)	旧仲介業務団体	H13.12.19	H14.3.1
(協) 日本シナリオ作家協会	言語 (脚本)	旧仲介業務団体	H13.11.12	H14.2.28
(株) イーライセンス	音楽	H13.10.11	H13.10.26	H13.10.26
(株) 東京美術倶楽部	美術	H13.10.11	未提出	未提出
(株) フランス著作権事務所	美術	H13.11.2	H14.3.14	未提出
(社) 日本複写権センター	言語 (文献複写)	H13.11.14	H14.2.28	H14.2.28
(株) 知的所有権協会	美術	H13.11.14	未提出	未提出
(有) アートライツ	美術	H13.11.16	H13.12.25	未提出
(株) ジャパン・ライツ・クリアランス	音楽	H13.11.16	H14.2.27	H14.2.27
(株) エコール	美術	H13.12.3	H13.12.25	H14.2.21
(社) 日本レコード協会	レコード	H14.1.4	H14.3.20	H14.3.1
ダイキサウンド (株)	音楽	H14.1.4	H14.6.21	H14.6.21
(株) ジャパン・デジタル・コンテンツ	音楽	H14.1.31	未提出	未提出
(株) 学術著作権処理システム	言語 (文献複写)	H14.2.12	H14.2.26	H14.2.26
(社) 日本芸能実演家団体協議会	実演	H14.2.14	H14.3.22	H14.3.1
(社) 日本美術家連盟	美術	H14.2.25	H14.2.28	H14.2.28
(株) メディアリンクス・ジャパン	美術	H14.2.25	H14.3.13	H14.6.10
(株) 美術著作権センター	美術	H14.3.27	未提出	未提出
(協) 建築デザイン協会	美術	H14.3.28	未提出	未提出
教学図書協会	言語	H14.4.16	未提出	未提出
(株) 日本著作出版権管理システム	言語 (文献複写)	H14.4.16	未提出	未提出
シグネット (株)	美術	H14.4.26	未提出	未提出
(有) コーベット・フォトエージェンシー	写真	H14.4.26	未提出	未提出
NPO法人日本視覚芸術著作権協会	美術	H14.5.14	未提出	未提出

「着メロ」の概要 【1対1】



「バーチャル著作物マーケット」について【N対N】

(平成14年度から研究開発)



総合的な研究開発とシステム整備が必要

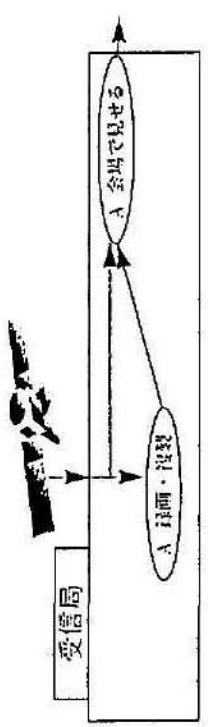


多種・多様・大量の著作物等を広く活用した文化振興・産業活性化

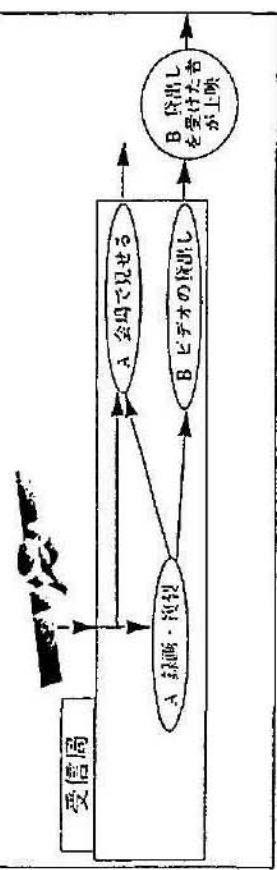
「エル・ネット」の著作権契約について【N対N】

「エル・ネット」受信局用マニュアルの一部

著作権レベル「A」の番組について受信局でできること
(非営利の「学校教育」または「社会教育」を目的とするものに限る)



著作権レベル「AB」の番組について受信局でできること
(非営利の「学校教育」または「社会教育」を目的とするものに限る)



出典「インターネット時代の著作権」(岡本薫著)より

「エル・ネット」の著作権契約型

様式1 (「著作権者」用)

承諾書

私が著作権を有する著作物である「教育情報衛星ネットワーク(エル・ネット)」を通じて(送信局)から送信するに当たり、下記「A」の利用行為を反復して行うことをすべての送信局及び受信局に付して承諾するとともに、下記のその他の利用行為を反復して行うこと(「X」印を付したものを除く)をそれぞれの行為を行う人に対して承諾します。ただし、すべての利用は非営利の学校教育又は社会教育を目的とするものに限り、なお、この承諾は、私の同一性保持権及び氏名表示権に影響を及ぼすものではありません。

記

- A エル・ネット送信局による送信利用等
送信局において、複製し、公衆送信(送信可能化を含む。以下同じ。)し、及び公に上映するとともに、受信局において、公に伝達し、複製し、及び公に上映すること。
- B 送信局・受信局における「ビデオ二次利用」等
送信局及び受信局(「C」が承諾されている場合には再受信局を含む)において、複製物を公衆に貸与するとともに、貸与を受けた者が公に上映すること。
- C 受信局における「再送信二次利用」
受信局において、公衆送信するとともに、これを受信した局(再受信局)において、公に伝達し、複製し、及び公に上映すること(再受信局における同様の利用を含む)。

住所 _____ 年 ____ 月 ____ 日

(所属・職名) _____

署名 _____

「流通システム」「ビジネスモデル」「バーチャル著作物マーケット」の構築に向けた文化庁の取組

日本経団連との
連携

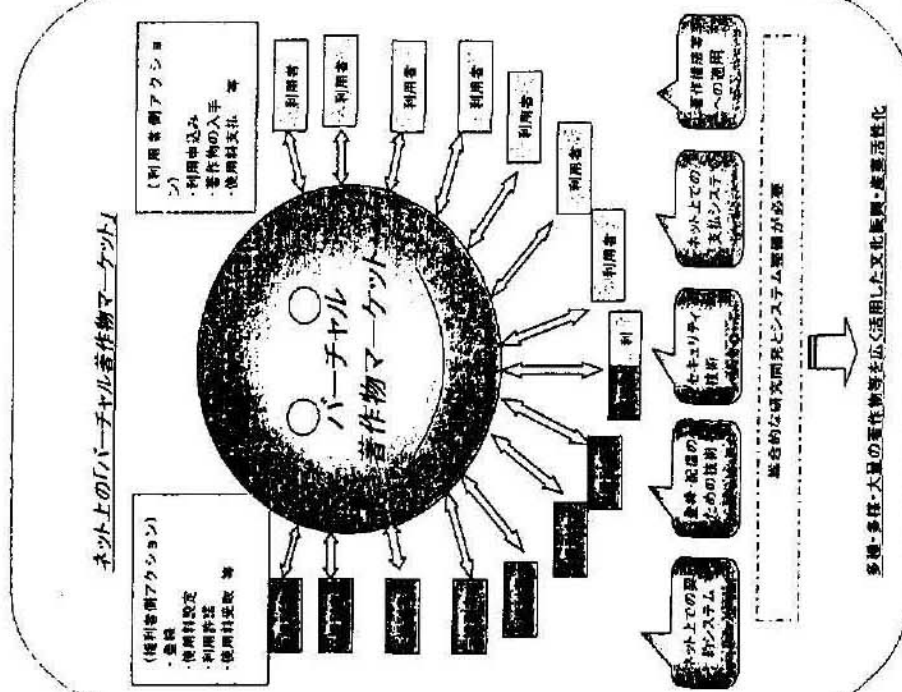
- ・「音楽CD着メロ」の実現に向けた研究
- ・「ウェブキャスト」における「音楽CD」の利用のための契約システムの開発

関係省庁等との
連携(総務省・経
済産業省)

- ・「放送番組」の二次利用の促進のためのシステムの研究
- ・コンテンツの流通促進に向けた関係省庁の取組への協力

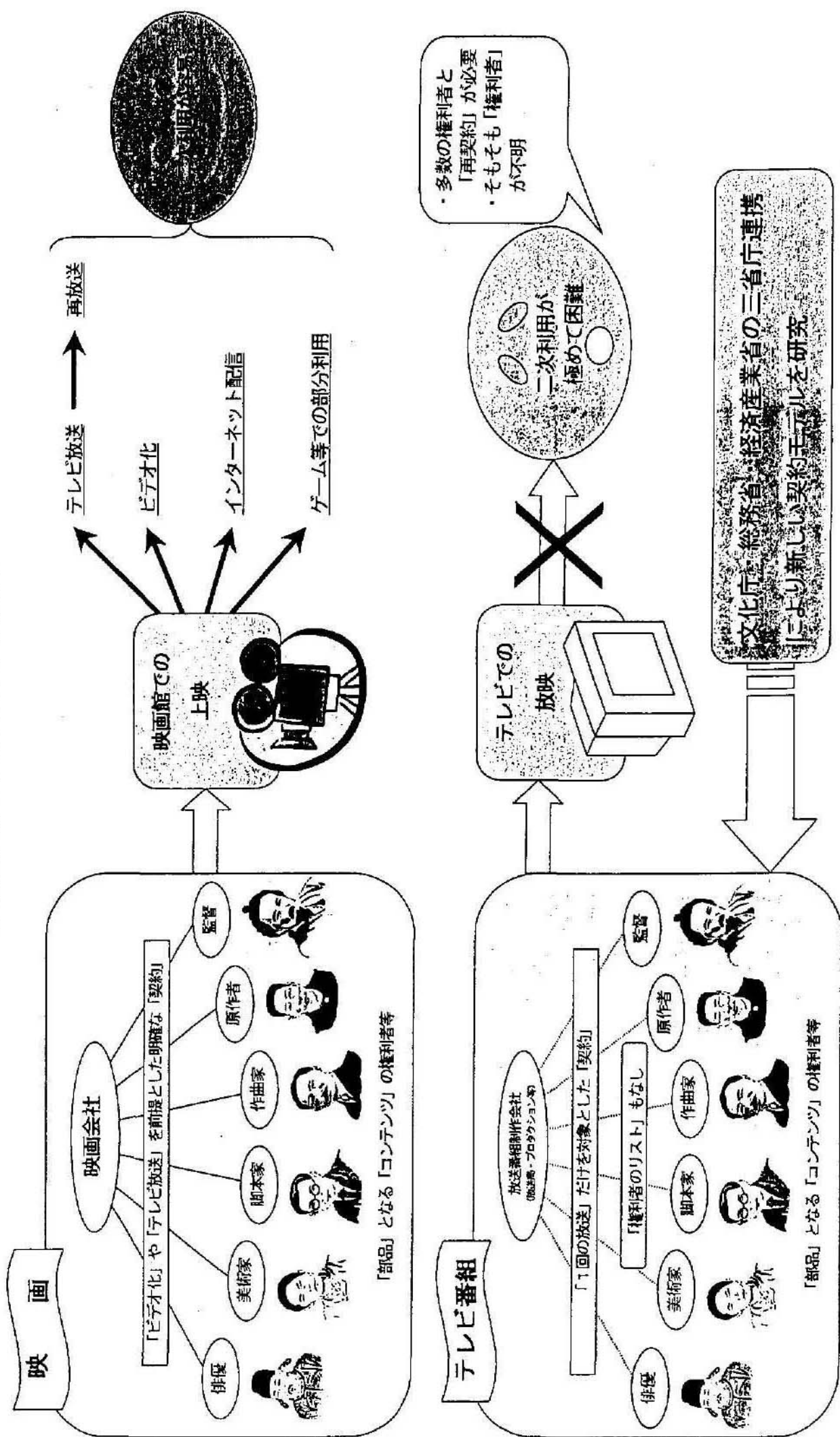
文化庁独自の
取組

- ・ネット上で権利者・利用者が直接契約できる「バーチャル著作物マーケット」の研究開発
- ・権利者の「意思表示システム」の研究開発(「EYEマーク」等の活用、「自由利用マーク」等の制定)
- ・「ビジネスモデル」の開発を目指す企業等への支援



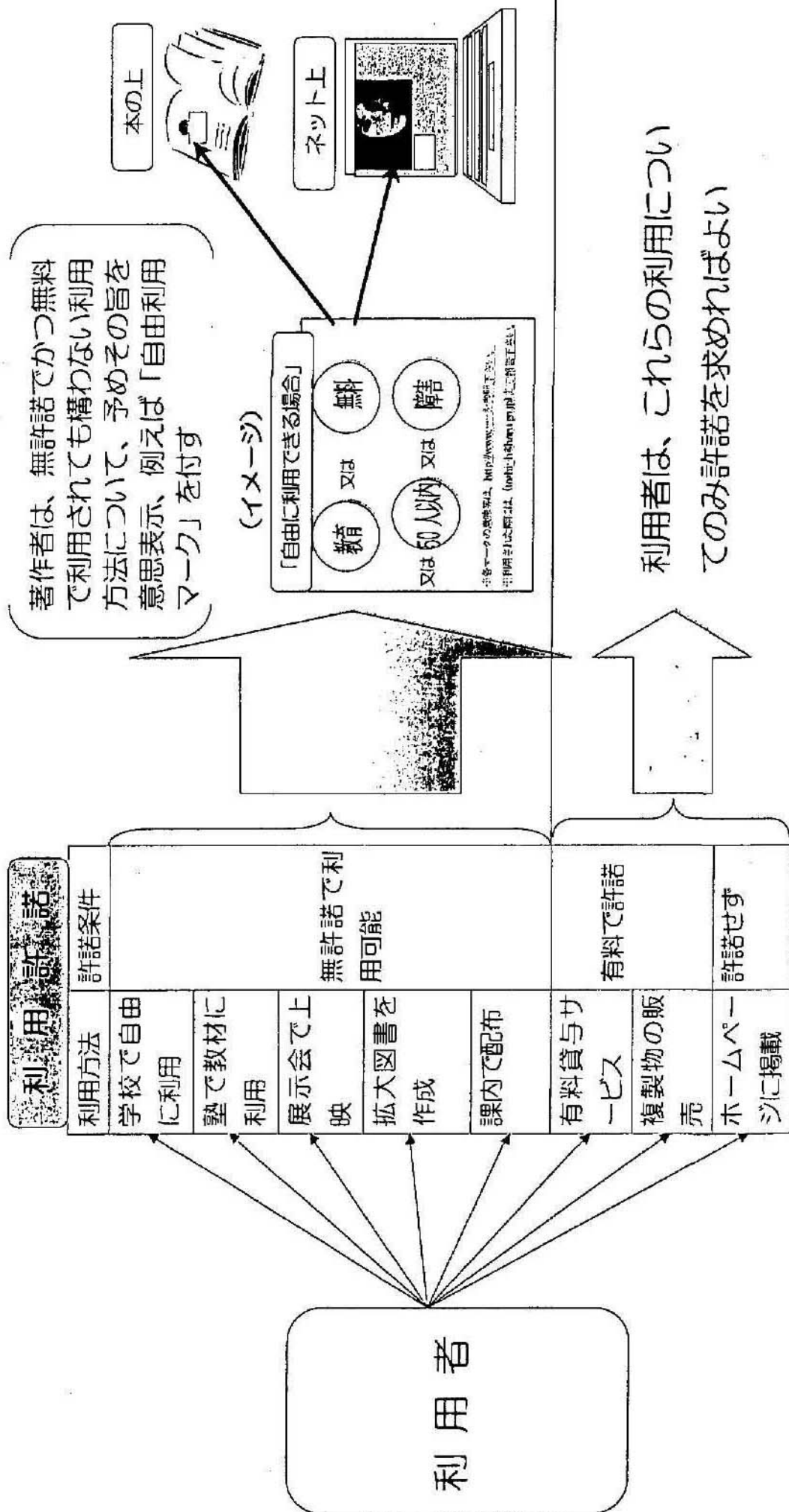
「契約システムの不備」による問題の例

(「映画」と「テレビ番組」の違い)



著作物に係る権利者の「意思表示システム」の研究開発

コンテンツ（著作物）について、その円滑な流通を促進するために、「権利者の意思を予め表示しておくシステム」を開発して、一般に提供に普及させる。



「契約・流通小委員会」委員名簿

	秋 田 完	(社)全日本テレビ番組製作社連盟専務理事
	石 井 亮 平	日本放送協会マルチメディア局(著作権・契約)副部長
	入 江 観	(社)日本美術家連盟理事
	上 原 伸 一	(社)日本民間放送連盟著作権委員会著作権専門部会法制部会主査
	大 森 一 男	(社)電子情報技術産業協会法務・知的財産権総合委員会委員
	加 藤 衛	(社)日本音楽著作権協会常務理事
	金 原 優	(社)日本書籍出版協会副理事長
	久 保 田 裕	(社)コンピュータ・ソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
	児 玉 昭 義	(社)日本映像ソフト協会専務理事・事務局長
	佐々木隆一	(株)ミュージック・シーオー・ジェーピー取締役会長
	渋谷達紀	東京都立大学教授
	寺島アキ子	(協)日本脚本家連盟常務理事
	土 肥 一 史	一橋大学教授
	生 野 秀 年	(社)日本レコード協会常務理事・事務局長
	橋 元 淳	(社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター事務局長代行
	橋 本 太 郎	ソフトバンク・ブロードメディア(株)代表取締役
主査代理	半 田 正 夫	青山学院大学学長
	松 田 政 行	弁護士・弁理士
	村 上 重 美	(社)日本新聞協会専務理事・事務局長
主査	紋 谷 暢 男	成蹊大学教授

(以上20名)